



# 「鏡野町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例」を制定しました。

施行日：令和5年4月1日

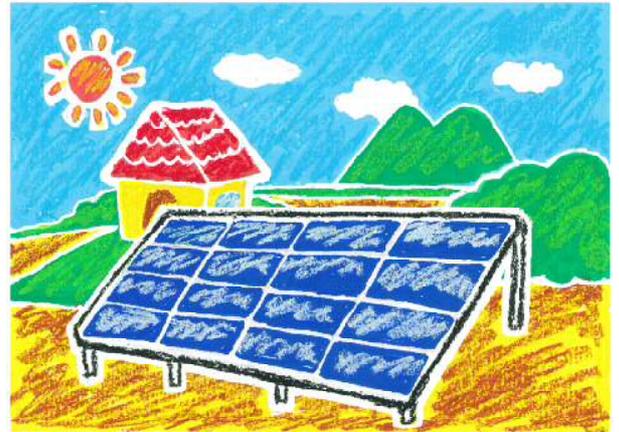


## 制定の背景・目的

太陽光発電の導入は、再生可能エネルギーの普及には有効ですが、導入にあたっては、生活環境に影響が出るケースもあります。こうした背景から、太陽光発電設備の設置や適正な維持管理に関する必要な事項を定めることにより、良好な自然環境や生活環境を保全します。

## 対象設備

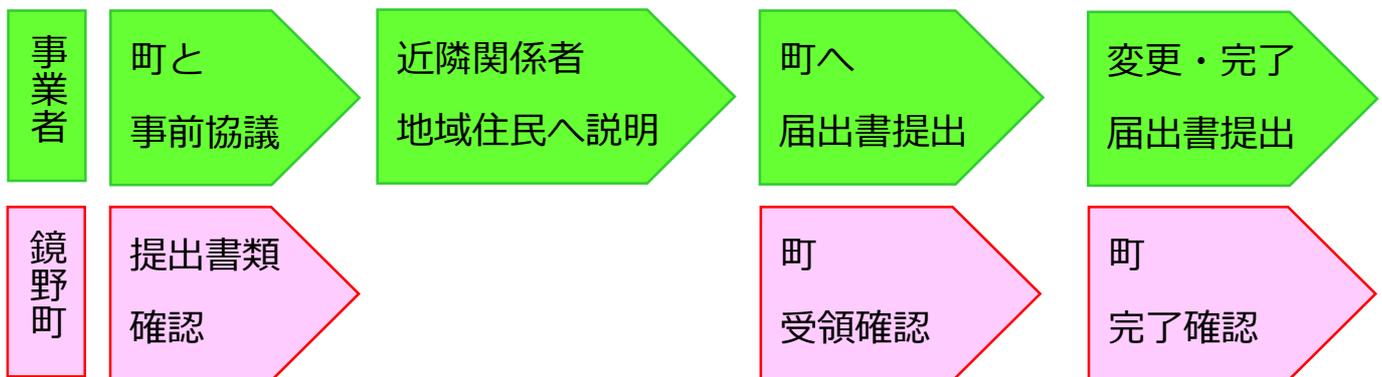
発電出力が50kw以上の太陽光発電設備  
(合算して50kw以上になるものを含む。)  
※ただし、建築物(屋根など)に太陽光発電設備を設置する場合を除く。



## 必要な手続き

- ・町と事前協議が要ります。
- ・近隣関係者や地域住民に対し、説明しなければなりません。
- ・事業着手前に町に届出が要ります。
- ・その他、工事完了や変更に係る届出などが要ります。

### < 手続フロー >



必要に応じて町が事業者へ資料要求、立入検査、指導、助言、勧告を行う。

## 違反した場合

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）第9条第1項の認定を受けている事業者については、その認定を取り消されることがあります。